

# 生 活 保 護

生活保護制度は、憲法に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として設けられたものです。

## 1 生活保護の概要

生活保護を受けるときには、社会福祉事務所長への申請が必要です。保護を受けるには、資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することと、扶養義務者の扶養、他の法律が優先して活用されることとなります。それでもなお生活に困窮する場合に、はじめて生活保護を受けることができます。

## 2 生活保護の種類

保護費は、次の8種類の扶助に区分されます。

- (1)生活扶助・・・主として衣食その他日常生活の費用
- (2)教育扶助・・・義務教育に必要な費用（学級費等、教材代、給食費、通学のための交通費）
- (3)住宅扶助・・・家賃、地代、住居の補修などの費用
- (4)医療扶助・・・入院、通院など医療に必要な費用
- (5)介護扶助・・・老人介護に必要な費用
- (6)出産扶助・・・出産に伴う必要な費用
- (7)生業扶助・・・収入を得るために必要な機械器具の購入、技能修得その他の費用
- (8)葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用（被扶養者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき）

## 3 生活保護の状況

申請件数、開始件数が前年を上回り、廃止件数が下回ったことで、被保護世帯数は増加していますが、複数世帯が減少し、単身世帯が増加したことから被保護人員数は減少しました。

また、世帯類型では、高齢世帯の割合が50%を超える状態が続いており、今後も高い割合を占めると予想されます。

### (1) 被保護世帯等の推移

(各年度平均)

年度	30	元	2	3	4
被保護世帯数（世帯）	291	279	274	269	273
被保護人員数（人）	372	343	330	324	322
保護率（パーミル※）	4.03	3.71	3.55	3.49	3.46

※千分率

### (2) 世帯類型別状況

(各年度平均・単位：%)

年度	30	元	2	3	4
高齢世帯	49.1	52.3	56.2	55.8	53.4
母子世帯	4.5	3.6	2.9	2.6	3.8
障がい世帯	15.1	14.0	12.8	12.3	11.6
傷病世帯	20.3	17.6	15.7	16.4	17.2
その他世帯	11.0	12.5	12.8	13.0	14.1

## (3) 保護の種類別保護費の状況

(単位：千円)

年度	30	元	2	3	4
生活扶助費	162,329	154,166	146,700	144,182	143,362
住宅 〃	95,794	91,411	90,141	87,580	90,225
教育 〃	2,450	1,073	1,012	1,056	833
介護 〃	17,191	13,712	11,753	10,134	6,307
医療 〃	257,166	275,297	272,377	259,188	316,990
出産 〃	0	0	0	0	154
生業 〃	1,830	977	442	359	358
葬祭 〃	762	518	1,889	1,644	1,084
保護施設事務費	11,953	11,949	14,770	19,658	23,028
就労自立給付金	344	634	110	219	125
進学準備給付金	200	0	100	0	0
自立援護費	3	0	114	7	110
計	550,022	549,737	539,408	524,027	582,576

## 〔生活保護制度の基本原則・原則〕

## 1. 生活保護制度の基本原則

## (1) 無差別平等の原理（生活保護法第2条）

すべて国民はこの法律の定める要件を満たす限り、無差別平等に受けることができる。

## (2) 最低生活保障の原理（生活保護法第3条）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

## (3) 補足性の原理（生活保護法第4条）

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。民法上の扶養や他の法律による扶助は、保護に優先して行わなければならない。

## 2. 生活保護実施上の原則

## (1) 申請保護の原則（生活保護法第7条）

保護は、要保護者等の申請に基づいて開始する。なお、急迫の場合には、職権により必要な保護を行う。

## (2) 基準及び程度の原則（生活保護法第8条）

保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって測定した需要を基とし、要保護者の金銭等で満たし得ない不足分を補う程度とする。この基準は、要保護者の年齢、性別、世帯構成その他必要な事情を考慮した最低限度の需要を十分満たすとともに、これを超えないものでなければならない。

## (3) 必要即応の原則（生活保護法第9条）

保護は、要保護者の年齢、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して適切に行うものとする。

## (4) 世帯単位の原則（生活保護法第10条）

保護の要否及び程度は、世帯単位によって定める。ただし、これによりがたいときは、個人を単位とすることができる。